

事業所防災リーダー通信 vol.35

事業所防災リーダーに向けて、防災知識や防災に関するお知らせ等を定期的に発信します。

事業所防災リーダーへのご登録、ありがとうございました！
東京都防災リーダー事務局からのお知らせです。
本メールは、事業所防災リーダーとして登録された際のメールアドレスにお送りしています。

<<事業所防災リーダー必携^{③⑤}>>

◆地震や火災が発生したらエレベーターは使わない

エレベーターは地震感知や自動火災報知設備と連動するシステムになっていますので、**地震や火災発生時には使用ができなくなります。**

これを踏まえ、災害が発生した場合の避難方法やその際の注意点について、確認して従業員に**事前に周知**しておきましょう。

【避難ルートを想定しておく】

階段や屋外の非常階段など、**事業所内にどのような避難ルートがあるかを**、従業員に日頃から周知しておくことが重要です。また、災害の状況に応じて対応できるように、**ひとつに絞らないこと（複数の選択肢があること）がポイントです。**

また、災害発生時の避難には**エレベーターを利用しない**ようにしましょう。仮に災害時にエレベーターが動いても、地震感知センサーの働きや、停電・故障などで緊急停止し、**エレベーターに閉じ込められる恐れ**があります。

【災害発生時にエレベーターの中にいた場合の対応】

2009年の建築基準法の改正により、現在のエレベーターは安全装置の設置が義務化されており、地震発生時は**自動的に最寄り階へ停止し、扉を開放**します。

このように、安全装置がついたエレベーターもありますが、利用中の方もご自身で**すべての行先階ボタンを押し**、最初に停止した階で降りてください。

また、**万が一閉じ込められたらエレベーター内のインターホンで通報**して助けを呼びましょう。

無理に脱出をしようとするると大変危険です。

エレベーターは必ず外部と連絡がとれるような装置（インターホン）がついていますので、状況を正確に通報し、救助を待ってください。

